

令和7年度

新宿区立落合第六小学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「新宿区いじめ防止等のための基本方針」の理念に基づき、ここに「落合第六小学校いじめ防止基本方針」を定める。

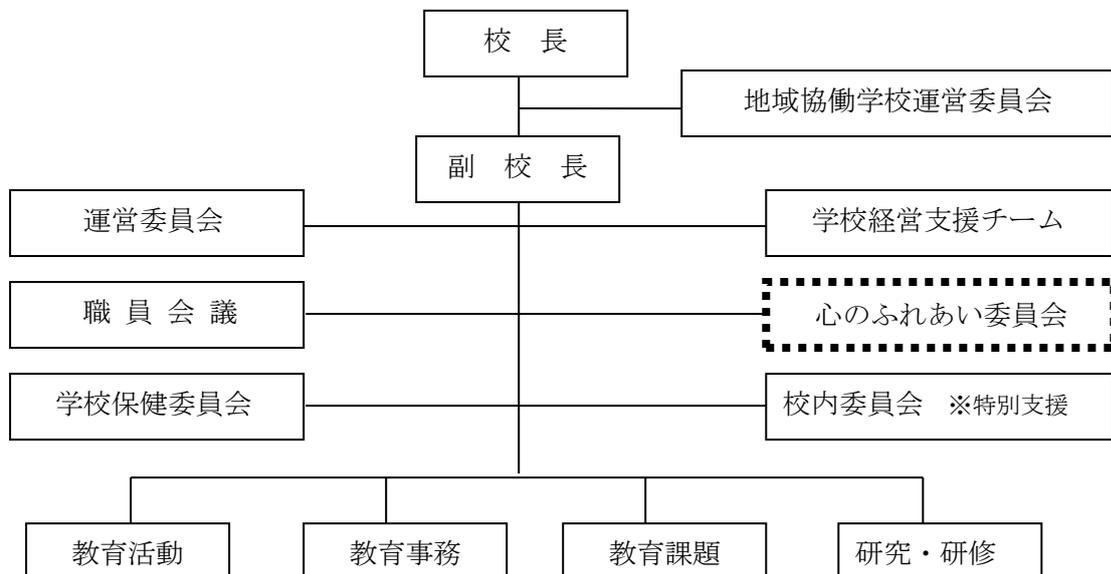
1 基本方針

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの徹底防止に取り組む。
- いじめは、どの学校・学級、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

2 組織

『心のふれあい委員会』（学校いじめ対策委員会）を設置する。

構成員：校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・
当該学級担任・当該学年主任・スクールカウンセラー



☆ いじめ未然防止の組織徹底を図る。さらに、早期発見と早期対応に組織的に努め、有事の際には、再発防止策を講じる。

3 未然防止のための取り組み

(1) 人権教育の充実

- 人間尊重の精神を基盤とした教育目標の設定と教育課程の編成
- 学校における定期的な人権講話の実施
- 「生命尊重」を重点目標に据えた道徳の時間を要とする道徳教育の充実

(2) 児童による主体的な取り組みの推進

- 学級単位で行う「あいさつ運動」の実施
- 異学年集団による縦割り班活動の充実
 - ・縦割り遊び・おちろく DASH
 - ・日常的異学年交流の取り組み
- 人権標語やいじめ防止標語の作成と校内掲示

(3) 情報モラル教育の充実

- 児童向けの授業の実施
 - ・第5学年は新宿区教育施策より実施
- 保護者向けの SNS を利用した犯罪等に関する研修会等の設定
 - ・年度当初に教職員向け全体研修会を実施
 - ・長期休業前に注意喚起指導の実施

(4) 教職員の人権意識の向上

- 「人権教育プログラム」を活用した各教科における授業の実施
- 人権尊重教育の充実に向けた講師講話を得る生活指導全体会の実施
- 人権教育に対する研修の重点化
- スクールカウンセラーとの情報交換

(5) 児童の居場所づくり、絆づくりへの支援

- 互いに相手を尊重できる人間関係の構築のための学級経営
- 児童一人一人に寄り添った指導
- 児童相互の人間関係構築に向けての指導と助言

(6) 保護者や地域との連携の推進

- 地域協働学校運営協議会メンバーへの学校運営状況報告と意見交換
- 民生児童委員・主任児童委員との定期的・適時的な情報交換
- 校長・副校長と PTA 役員との定期的な情報交換
- 関係外部機関(児童相談所・子ども家庭支援センター・警察・スクールカウンセラー等)の定期的・適時的な情報交換

4 早期発見のための取組み

(1) ふれあい月間でのいじめ実態調査

- 「学校生活についてのアンケート」による児童の自己申告
 - ・年 3 回（6 月・ 1 1 月・ 2 月）全児童対象に記名式で実施
 - ・担任・養護教諭・副校長・校長にて、全児童の記入内容の確認
 - ・実施後の調査用紙のファイリングによる受理の徹底
- Hyper-Q Uによる友達作りのためのアンケート
 - ・年 2 回（6 月と 1 1 月）4～6 年に実施
 - ・担任・養護教諭・SC・副校長・校長にて、全児童の記入内容の確認
 - ・実施後の調査用紙のファイリングによる受理の徹底
- 児童との面談による事情の聞き取り
 - ・担任や SC との面談による事実確認
 - ・校長・副校長への報告と対応策の検討
- 家庭との連携による具体的対応
 - ・（状況に応じて）保護者への連絡と現状報告
 - ・対応策の提示と連携の在り方の共通理解
 - ・進捗状況の確認と再発完全防止策の検討

(2) 生活指導夕会の設置と機能化（毎週金曜日に実施）

- いじめや不登校、事故、けが等に関わる情報の伝達と共有化
 - ・各教員からの状況報告をもとにした情報交換・情報の蓄積
 - ・スクールカウンセラーや特別支援教室専門員からの助言
- 特別な配慮を要する児童への対応の共通理解
 - ・特別支援教育や校内委員会での報告と対応策の周知

(3) 教育相談室の開設

- 児童相談機能の充実
 - ・月 1 回、ふれあい月間は 2 回計 1 4 回校内の教職員との希望面談（おちろくサポートタイム）
 - ・相談室の休み時間開放とカウンセラーによる児童観察
 - ・児童（希望・指定）とスクールカウンセラーとの面談の実施
- 保護者相談機能の充実
 - ・スクールカウンセラーとの電話相談の開設
 - ・スクールカウンセラーとの希望面談の実施

(4) 教員研修の充実

- ふれあい月間前、冊子「いじめ総合対策 第 2 次・一部改訂 上・下巻」や教育計画、資料を活用した OJT 研修の実施

(5) 教員の児童観察力と情報共有の強化

○児童のシグナル（平常との違い）の确实なるキャッチ

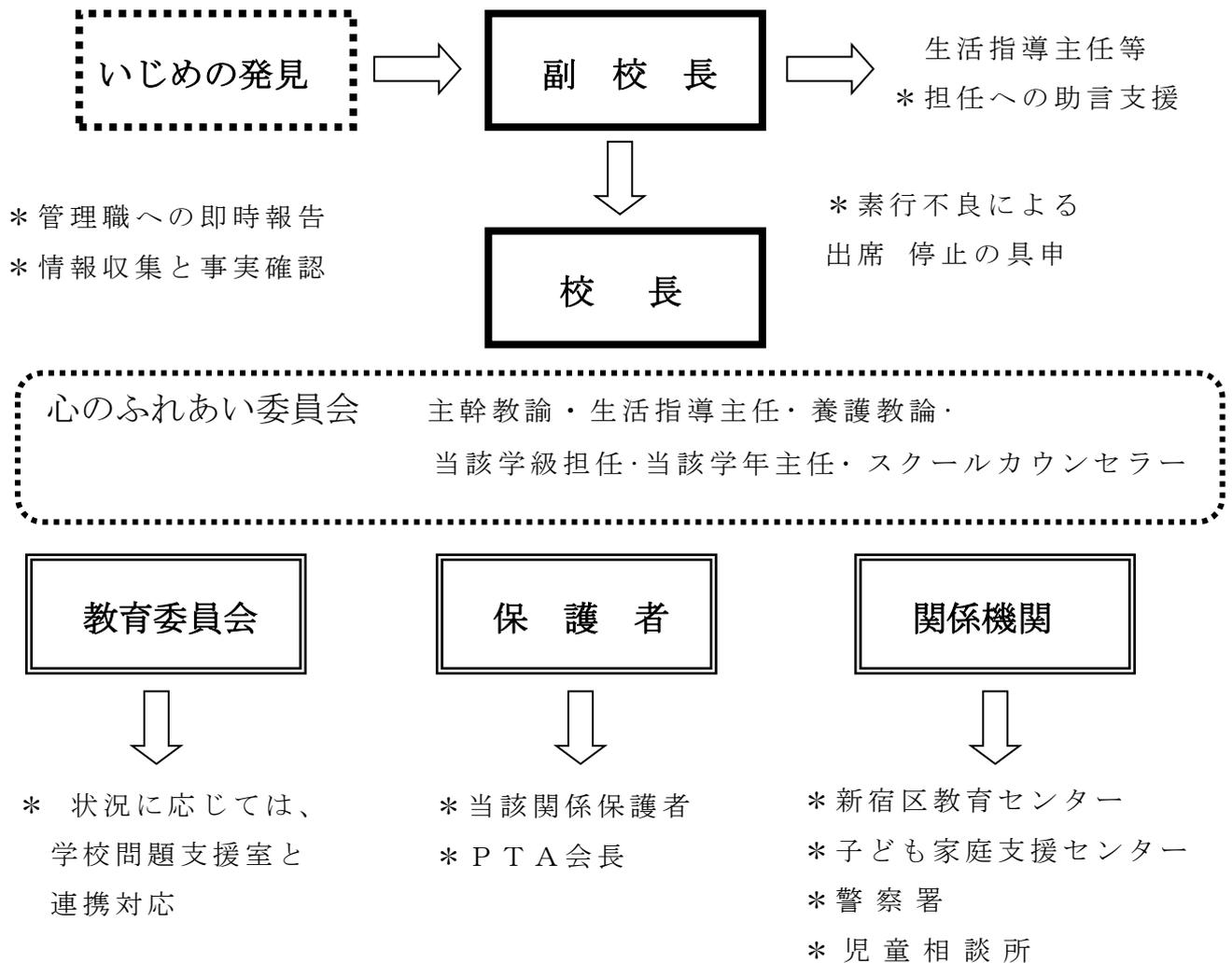
- ・観点1 表情・会話・視線・活動意欲・食欲など
- ・観点2 腹痛・頭痛・眠気・傷痕・打撲痕など
- ・観点3 行動・居場所・孤立・仲間関係など
- ・観点4 私物隠しや着衣の汚れ・見慣れない持ち物など

○児童が安心して学べる学級づくり

- ・児童相互による抑止機能の向上
- ・児童から教員への情報発信（伝達）行為の奨励と日常化への継続指導

5 早期対応のための取組み

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することを最重要に、「心のふれあい委員会」を中心とした組織的な対応を図り、早期解決と再発防止を徹底すると同時に、いじめを受けた児童の心のケアを行う。



6 重大事態への対応

(1) 教育委員会との連携対応

○学校問題支援室との連携

- ・「心のふれあい委員会」からの詳細報告
- ・組織的対応策の決定と職員周知（当該児童・保護者、全校児童・保護者・等）
- ・外部対応策の検討（報道機関対応）
- ・再発防止の徹底

(1) 児童の心のケア対応の充実

- 被害児童・加害児童、同級・同学年児童、その他全児童に向けて
- ・カウンセリング体制の整備

7 学校評価

○学校関係者評価の実施

- ・児童による評価を受けた改善
- ・保護者による評価を受けた改善
- ・PTA役員との懇談を通して改善
- ・地域協働学校運営委員による評価を受けた改善

8 年間計画

4月 都SC（区SC）との5年生全員面談開始

5～6月 Hyper-QUの実施・分析（4・5・6年）

学校生活についてのアンケート調査（1～6年）

7月 Hyper-QUの個人票返却（4・5・6年）

10～11月 Hyper-QUの実施・分析（4・5・6年）

学校生活についてのアンケート調査（1～6年）Hyper-QUの（4・5・6年）

12月 Hyper-QUの個人票返却（4・5・6年）

2月 学校生活についてのアンケート調査（1～6年）